

開会の日 令和7年9月16日(火)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	森		要
副委員長	中	田	利昭
委員	水	上	雅廣
委員	澤		史朗
委員	住	田	清美
委員	前	川	文博
委員	高	原	邦子

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
総務部長	岡	田	浩	和
総務部次長兼総務課長	上	畑	浩	司
危機管理監	高	見	友	康
人事課長	今	井		進
危機管理課長補佐兼危機管理係長	吉	川		慶
人事課長補佐兼人事給与係長	田	中	裕	子
総務課行政係主査	稲	越	崇	文
企画部長	森	田	雄	一郎
総合政策課長	下	通		剛
総合政策課政策企画係長	川	原	佑	介
市民福祉部長	野	村	賢	一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都	竹	信	也
総合福祉課長補佐兼障がい福祉係長	籠	戸	重	明
教育委員会事務局長	大	庭	久	幸
教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	柚	原	徹	守
スポーツ振興課長	西	田	博	和

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太郎
書記	倉	坪	正	明
書記	川	端	嘉	恵

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第94号 飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について

議案第95号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第96号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第97号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第98号 数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第99号 稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第100号 飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

●委員長（森要）

おはようございます。ただいまより第8回総務常任委員会を開きます。本日の出席は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。

以上、御協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第94号 飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（森要）

岡田総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは、議案第94号について御説明いたします。議案第94号、飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例について。飛騨市同報無線条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります。5ページを御覧ください。3行目になります。提案理由につきましては、防災行政無線のデジタル化に伴う改正でございます。

制定改廃等の根拠等につきましては、市独自の改正でございます。

条例の概要についてでございますが、これまでアナログで運用してきました同報無線につきましては、2町1村で対応できるように整備をしてきました。今回、緊急防災・減災事業によりまして、災害等の非常緊急時の対応を主目的とした防災行政無線のデジタル化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず1つ目に、防災行政無線のデジタル化に伴い、設置目的に災害等非常緊急時における情報伝達を明文化するもの。

次に2つ目ですが、古川町地域の中継局を古川町谷の本堂山から高山市清見町の猪臥山に変更するとともに、所在地の表記を登記簿と整合させるものでございます。

3つ目です。戸別受信機の無償化と、貸与先を世帯または法人等団体と明記するための改正するもの。

4つ目、工事手数料を無償とするために、条文を削除するもの。

5つ目、緊急情報を伝達する目的で整備することから、放送の停止は市民の安全確保に影響を及ぼすため、条文を削除するものでございます。

市民への影響等でございます。この条例を整備することによる影響等は特にございません。

施行日です。令和7年11月1日でございます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

要旨のほうの（4）第9条関係の工事手数料を無償とするためということがあるんですが、これまで、工事手数料を取るようなことが何かあったんでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

まず、そのような実績は、平成15年以降存在しませんでした。ただ、それ以前の古川、河合、神岡につきましては有料処置を取りまして、住居内の有線をほかの場所に移す際に、工事手数料を取るという事例があったと確認しております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありますか。

○委員（住田清美）

戸別受信機の貸与数のことですが、世帯主または法人等団体に1台とすると書いてあるんですけど、例えば、2台目以降も欲しいよという場合は、有料になるんでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

有料になります。大体単体で3万円、アンテナ付きの工事費になりますと6万円ぐらいになります。現在50名ほどが有料での2台目設置を希望されております。

○委員（住田清美）

もう一つお尋ねします。

古川町の中継局は、今まで谷の本堂山にあったんですけども、あそこも太陽光パネルを設置したり、建屋が結構立派なものがあるんですが、あれについては、今後、撤去の方向なのか、そのまま残していくのか、お尋ねします。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

撤去をいたします。理由につきましては、相当古くて、もう使えない。それから、太陽光パネルももう限界で、今使えなくて、バッテリーを巨大なものを2つつけて何とか維持していると、

いつ止まってもおかしくない状況に今ありますので、これを閉鎖し、撤去する予定です。

○委員（前川文博）

先ほどの住田委員の2台目の話なんですけども、3万円とアンテナで6万円でしたかね。これは、買取りになるんですか。それとも借りての話になるんでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

買取りで個人の所有物になります。

○委員（前川文博）

分かりました。

もう1点なんですけど、今ちょうど神岡のほうで、この切替えに回ってしまっていて、うちもちょうど土曜日の日に来たんですが、なかなか電波が入らなくて、神岡のまちの中、最初は自分で交換から、今業者が来て立会いで交換するという話が来て、今まちの中をやっているんですが、その辺の状況と、もし家の部屋の中で入らない場合、その対応というのは、どのようにされているのか、ちょっと教えていただきたいです。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、設置の方法につきましては、郵送と業者がお宅訪問をして設置する方法、2つあります。

それで、御質問の郵送等で受けただけでも、具合が悪いという場合は、連絡いただければ業者が設置に伺うように、柔軟に対応するようにしております。

次に、電波が悪くてという場合は、屋外にアンテナを設置するという形で対応になります。ただ、この際、壁に穴を開けたりするので、非常に住民の方々嫌がっていますので、住居内で一番電波のよいところを業者が選定をして設置するというをお勧めしています。ただ、それでも、どうしてもない場合は、屋外にアンテナを設置するように勧めております。

○委員（前川文博）

屋外のアンテナ設置なんですけど、今の場合はそこまでは市の工事負担という形になるということ、1台目は貸与なので、設置完了までは市のほうでずっと面倒を見ていくという形でのよろしいんでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

委員御指摘のとおり、1台目につきましては、全て市の負担で対応いたします。

●委員長（森要）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

機械のこととか、ちょっとよく分からないんですけど、今、苦情が来ているのは、放送が終わった後ザーツという音がずっと続いていて、自分で消さなきゃ止まらなくて、お年寄りの方々

は止めたのはいいんですけど、つけるのを忘れてしまって、だからちっとも広報を聞けなかったということと言われるんです。

今回のこの機械というか、新しくなった場合は、今までのそういった問題というのが起こらないと理解してよろしいでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今ザーツという呼出しと終了後の雑音は、アナログ電波の特性で、デジタルになりましたら、これは全て改善されます。私自身、今、部屋に工事の進捗を確認するために、デジタル、アナログ2台置いているんですが、デジタルは全くそういうことはありませんので、御安心いただきたいと思います。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

ちょっと確認なんですけれども、先ほど中継局の話が出ました。谷から猪臥山のほうへ移るということで、ほかの中継局、宮川とあと神岡の伊西にありますけれども、河合については中継局なしで、局から直接で十分電波が行き届くのか。以前に、河合の奥のほう、元田とか天生のほうで一部聞きにくいという話が出たことがあったんですけども、その辺はしっかりと電波が届くようになってますでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、河合地区につきましては、やはり、委員御指摘のとおり、電波の到達状況が悪いので、宮川町の落合からと天生から中継局を設置いたしまして、中継所から再中継するという形で新しく局を設置して配信するようにしています。

これによりまして、ほぼ河合町全域に電波が通るとい調査結果が出ておりますので、大丈夫と認識しております。

○委員（高原邦子）

またまたちょっと、こういったデジタルとかアナログとか、よく分からないもので教えていただきたいんですが、難視聴地域ってありまして、デジタルテレビを入れてるところとかがあると思うんですね。そういったところは問題ないんですか。ちゃんと電波は届くということなんですか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、委員御指摘のとおり、難視聴地域というのは存在いたします。それで、現在の工事では、約800世帯ぐらいには屋外アンテナを設置しなければならないと見積もっております。そのような地域につきましては、アンテナ設置の御理解をいただいて、屋外アンテナを設置すれば電波は

受信できるという現地の電波調査結果が出ておりますので、御協力をお願いしたいと認識しております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第95号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第95号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第95号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります、4ページを御覧ください。3行目の提案理由でございますが、神岡猪谷線の見直しに伴いまして、新たな自家用有償旅客運送を行うための改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、市独自の改正となります。

条例の概要でございますが、令和7年6月11日に開催されました令和7年度第1回飛騨市公共交通会議におきまして、神岡猪谷線の減便及び市営化が承認をされました。これに伴いまして、減便時間帯の代替移動手段につきまして、新たにデマンド型乗合タクシー「神岡北部乗合タクシー」の運行を開始するために、所要の改正を行うものでございます。

当該路線につきましては、神岡猪谷線沿線地域にエリアを限定して運行しまして、神岡猪谷線の運行時間外にのみ利用できるものとなります。

市民等への影響でございますが、神岡猪谷線の利用者の方に対しましては、減便時間帯の代替移動手段を提供することができますので、減便前と変わらない利便性を確保することができるというふうに思っております。

施行日は、令和7年10月1日でございます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

1点確認ですが、8月の第2回の公共交通会議の際に、委員の方からだったと思うんですが、タクシーが猪谷に乗り入れをすることになると、タクシーのエリアの関係で、富山との調整が必要になる可能性はあるかという話で、その調整のことを言われておりましたが、それについてはクリアしているということによろしいでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現在、富山市と調整をしておりますので、あちらのほうで、公共交通会議との議決に向けての調整をいただいて、順調に進んでいるというところでございます。

○委員（前川文博）

じゃあ、まだ今の段階では、富山は決定していないけども、10月1日の運行には支障はないということによろしいですか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

委員おっしゃられるとおりです。

○委員（住田清美）

今度新たにデマンド型の乗合タクシー、神岡北部乗合タクシーの運行は開始されるということなんですが、この運転手に対しては、募集とかも大幅にかけてはあったとは思いますが、10月1日の施行に向けて、大丈夫、運行はできるのでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□総務部次長兼総務課長（上畑浩司）

今、ドライバーを募集中なんですけれども、最悪、もしドライバーの確保ができない場合は、当面はタクシー事業者のほうで継続して運行いただけるというような調整ができておりますので、取りあえず10月1日から予定どおり運行したいというふうに考えております。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (森要)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第96号 飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長 (森要)

次に、議案第96号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長 (岡田浩和)

議案第96号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入ります、7ページを御覧ください。それでは、3行目になりますが、提案理由になります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う改正となります。

制定改廃の根拠等につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律によりまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございます。1つ目、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等になります。職員本人またはその配偶者の妊娠、出産等を申し出たときに、当該職員に対しまして出生時両立支援制度等に関して周知するとともに、その制度の請求等に係る意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務づけるというものでございます。

2つ目です。3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等ということで、3歳に満たない子を養育する職員に対しまして、育児期両立支援制度等に関して周知するとともに、その制度の請求等に係る意向を確認するための措置を講じること等を任命権者に義務づけるというものでございます。

市民への影響等でございますが、意向確認や配慮が義務づけられますことによって、職員が出生時両立支援制度及び育児期両立支援制度を利用しやすい環境となるというふうに思っております。

施行日です。令和7年10月1日になります。ただし、この条例の施行の前において改正後の飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じた場合、施行日以降の規定により講じられた措置とみなす規程は、公布の日から施行するということになります。

備考に行きますが、出生時両立支援制度につきましては、育児短時間勤務、育児部分休業、保育時間、早出遅出勤務、深夜勤務、超過勤務の抑制、子の看護等休暇、配偶者出産休暇、育児参

加休暇等になります。

次に、育児期両立支援制度につきましては、今ほど申し上げました出生時両立支援制度の保育時間、配偶者の出産休暇を除く全てが該当になるということでございます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

今回、妊娠や出産等についての申出をした職員に対する意向確認ということが新たに出てきたと思うんですが、従前はこういうことがなかったので、職員からの申出等により、それぞれの時短ですとか部分休暇とかは対応していたのでしょうか。これによって、職員は取りやすくなったという現状なんでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□人事課長（今井進）

これまでも、職員に対しましては、こういった制度があるということは周知をしてきました。取られる、取られないということも本人に確認をしております。これが、今までもやってきたんですが、今回の法律改正で、義務化になったということでございますのでお願いいたします。

○委員（澤史朗）

この任命権者に義務づけるとありますけど、この任命権者は市長と捉えてよろしいのでしょうか。

●委員長（森要）

説明を求めます。

□人事課長（今井進）

おっしゃるとおりです。

○委員（高原邦子）

今、義務化になってきたということで取りやすくなると思うんですが、実際、女性の場合は分かるんですが、男性職員のこういったものに対する取得というか、その状況はいかがなものでしょうか。やっぱ男の人にも手伝ってもらわないと、共稼ぎとかそういったところもあるし、体力的に、本当に赤ちゃん、夜中でもおっぱいをあげなきゃいけなくて、母親というのは出られなくて困っている中で、昼間もしも小さな子がいたりしたら本当に大変で、男親にも手伝ってもらいたいと思うんですが、飛騨市の場合、男性職員、確かに今、本当に職員の数がいろいろ少なくなってきたというか、大変だと思うんですが、しっかり取っていらっしゃるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

配偶者の方が出産されて、育児に入られるという場合に、生まれてすぐとか、子供が小さいとき、そういったときに男性の職員の方も短期間ではありますが、育児休暇等を取られて休まれるケースは以前より増えてきているかなというふうに思っております。

## ○委員（高原邦子）

それでは、今年度どのくらいの男性が育児休暇、もちろん出生率というか、そういうのも少ないかもしれませんが、どのくらい取っていらっしゃるんですか。去年はいかがですか、一昨年はいかがですか。どうでしょうか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □人事課長（今井進）

今手元に資料がないので、ちょっと確認させていただければと思います。

## ●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（澤史朗）

条例の新旧対照表のほうを見ているんですけども、第16条に介護休暇の件が載っておりまして、第19条の3に介護両立支援制度というところが出ているんですが、最初の第16条のほうは、職員の家族が介護が必要になった場合に職員がその介護休暇等を求めるという話なんですけれども、第19条の3なんです、任命権者は、職員が配偶者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たとき、というのは、職員が介護が必要になった場合という解釈なんです、第16条と第19条の3のところ、ちょっと説明をいただけるとありがたいんですけども。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

新旧対照表でいきますと、第19条の2が第19条の3になりまして、今の「申告、請求」の部分の下線部分が「請求等」に変わったということになります。

中身としては、職員が配偶者とかほかの方に介護が必要と申し出たときには、こういうことができるというふうな条項になっていますので、第19条の2と3は、ほぼイコールになってくると思いますので、ここについては、大きな改正は、「申告、請求又は申出」というところが「請求等」に変わるということになりますので、条文的には大きな変更はないというふうに思っております。

## ○委員（澤史朗）

先ほど要旨のところにも、その育児休業に関しては、条例の概要は細かく出ているんですけど、これが大きく変わったというところで、介護休業に対しては、基本的にその中身は変わっていないということよろしいのでしょうか。

今、総務部長から説明あったように「請求又は申出」のところが「請求等」に変わったということで、中身自体は変わっていないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □総務部（岡田浩和）

介護休業については、変更がないということをお願いいたします。

## ○委員（高原邦子）

今ここの申告というのをなくして、請求等になっているわけなんですけど、前までは申告をしなければ請求もできないということなんですかね。普通、請求するときには、やっぱり申告も要るのかなと思うんですけど、この申告というものはどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

結局、申告・請求・申出をひっくるめた形のものに変えてきたということで、請求等になっているかというふうに思っております。

## ○委員（高原邦子）

きっと、こういうのって、やっぱりまとめないほうがいいと思うんですよ。等は何ですかとかとなってくるから、やっぱりちゃんと「申告、請求又は申出」というこの部分は残しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、そういうわけにはいかないんでしょうか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

詳細に記載すべきものだというふうに思っておりますが、総務省からのいわゆる準則的なものも、そのように来ているということで、それに合わせた形で改正をさせていただいておりますので、そのように御理解いただけますと幸いです。

## ●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

## ○委員（住田清美）

またちょっと育児休暇のほうに戻らせていただきますが、育児休暇、産前産後も含め女性は多分100%ほどの取得率だと思います。先ほど男性の取得率という話もありましたけれど、職場環境として、そういう休暇が取りやすい、例えば世間ではマタハラ、マタニティハラスメントと言われるように、もう妊娠という言葉を聞いただけで、会社全体でいろんなことを不適切な扱いを受けたりということもありますが、市役所におきましては、こういうことは職場環境の中では、多分人も少ない中でやりくりが大変だと思いますけれども、喜んで育児休暇取って、出産・育児して、また戻ってきてねという体制は取られているんでしょうか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

女性も男性もですが、育児のほうには、やはり専念をしていただいて、できる制度の中で許される限りは取っていただけるように、周りの雰囲気ですとか、あるいは、制度の周知みたいなものを進めておりますので、マタハラというようなことは特にないというふうに考えております。

## ●委員長（森要）

それでは、先ほどの男性の取得率のことで答弁をお願いします。

□人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

男性の取得率の件ですが、令和7年度、今年度なんです、ちょっとうちで把握している分については6名、お子さんが生まれた男性の方がいらっしやって、そのうち1名が育児休業を取得されていらっしやいます。

令和6年度ですが、対象者が11名で、取得者が5名、令和5年度が対象者7名で、取得者が3名となっております。

●委員長（森要）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第97号 飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

次に、議案第97号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議案第97号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

恐れ入りますが、9ページを御覧ください。それでは、3行目にあります提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正でございます。

制定改廃の根拠等につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業に関する法律が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

条例の概要でございますが、1つ目、部分休業を取得できる非常勤職員の対象範囲の拡大になります。勤務日数と勤務時間を満たす非常勤職員が対象となっておりますが、勤務日数を満たす場合に取得できるよう、緩和するものでございます。現行と改正後が書いてございますが、このような形になるということでございます。

2つ目、部分休業の取得パターンの多様化。1日に勤務時間の初め、または終わりに2時間の範囲内で取得することができるものを、年度内に以下の2つのパターンから選択可能とするものでございます。

1つ目のパターンが、第1号部分休業、勤務時間の初め、また終わりに限らず、1日2時間の範囲内で取得できるというもの。

2つ目、第2号部分休業、1年度につきまして10日相当で取得するというものです。

市民への影響等につきましては、今まで部分休業は、この送迎での取得にほぼ限定をされておりましたが、今後は、保育園の保護者会への参加ですとか、様々な利用が可能となり、取得職員の増加が見込まれるというふうに考えております。

施行日は、令和7年10月1日でございます。以上でございます。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

私、この条例の概要の（1）の部分休業を取得できる非常勤職員の対象拡大と書いてありますが、イメージしにくいんですが、この非常勤職員というのは、会計年度の職員とは違うんでしょうか。どういった職種の方が該当するんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

おっしゃるとおり、会計年度任用職員が対象となってくるということでございます。

●委員長（森要）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○委員（前川文博）

（2）の取得パターンの多様化なんですけど、これ①②で、1号、2号の部分休業とあるんですけど、これ①のほう、勤務時間のどこでも、1日2時間の範囲内で取得することができる。②のほうは、1年度につき、10日相当で取得するってなっているんですけど、これほとんど1の中でいけるので、そこでいいのかなと思うんですけど、何か特段変わっていくことありますか。これ、どちらかしか選べないということになるような書き方なんですけど、その辺ちょっと詳しく教えていただけると。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□人事課長（今井進）

1号のほうにつきましては、ずっと毎日というようなことを思っただけであればいいかなと思います。毎日、例えば、昼1時から2時まで休みたいという場合、これまでできなかったんですけども、そういったことができるようになります。これは毎日の話になります。

2番につきましては、選択制なので、どちらかになるんですけども、お子さんの行事であるとか、そういったことがあるときに休めるというようなことになります。

## ○委員（前川文博）

分かりました。その1の部分休業、1日2時間の範囲内は毎日取るようなことを想定なんですけども、別に毎日じゃなくても、例えば、今日は朝、明日は夕方、来週は昼とか、そこは選択できるということでいいんですか。それとも決めた時間を休むということになるんですか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

1号については、そのような取得は想定してなくて、1週間で、例えばですけど、木曜日だけどうしてもとかというふうで、木曜日だけ休むという選択肢はあるんですけど、その日によって、変えるというふうではないです。

## ○委員（前川文博）

そうしますと、1号を選ぶと、月曜から金曜まで、例えばその昼1時から3時休むとしたら、ずっとそれを1年間続けるということなんですか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

委員のおっしゃられるとおりです。

## ○委員（前川文博）

私、それは非常に使いにくいと思うんですが、それは、これ通達で来ているんだと、市独自じゃないですよ。法律の改正なので来ているんですが、要は国でつくった法律もそういう解釈ですか。これ非常に、そうなると、どちらを選ぶのかとなると、悩ましい部分が出てきたりするんですが。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □総務部長（岡田浩和）

現在も2時間というものは、そもそも育児が必要なので取ってみえるということなので、現在もそのような使い方してみえるということです。

それで、それがある程度決まった時間帯でしか取れなかったものが、融通が利くようになったということですので、使いにくくなるというよりは、逆に自分の使いやすいようになるというふうに考えております。

## ○委員（前川文博）

分かりました。じゃあ、1号のほうの1日2時間の範囲内というものは、これまであった制度が、最初と最後じゃなくても、どこでも取ってもいいですよというふうに変わったと。それプラスこの第2号の1年度につき、1年通せば10日相当が、1時間単位で取れるというものが増えたということの認識でいいですか。

## ●委員長（森要）

答弁求めます。

□人事課長補佐兼人事給与係長（田中裕子）

委員のおっしゃられるとおりです。

●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時44分 再開 午前10時46分 ）

◆再開

●委員長（森要）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第98号 数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

●委員長（森要）

議案第98号 数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第98号、数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明をいたします。

2 ページ目の別紙をお開きください。新旧対照表にて御説明をいたします。今回の変更は、既存の数河辺地の計画に1施設を追加するものです。変更後のところに下線で示しております飲用水供給施設になります。これは、数河浄水場における浄水施設整備でございまして、具体的には、ろ過設備を設置する事業で、これに辺地債を充当するために、新たに計画に追加するものでござ

います。説明は以上になります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議  
ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決  
定いたしました。

◆議案第99号 稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

●委員長（森要）

次に、議案第99号、稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたし  
ます。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第99号、稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明をいたします。

2ページ目の別紙をお開きください。新旧対照表にて御説明をいたします。今回の変更は、既  
存の稲越辺地の計画に1施設を追加するものでございます。変更後に下線で示してございます林  
道になります。これは、稲越地内の林道深谷線における橋梁補修工事でございます。具体的  
には、橋梁のPCB含有塗膜対策工事で、これに辺地債を充当するため、新たに計画に追加する  
ものでございます。説明は以上となります。

●委員長（森要）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

先ほどの97号もそうなんですけれど、これって、この整備計画に入れると、国とか、そうい  
ったところの補助じゃないけど、そういったものが、入ってきやすいというために、ここに入れ  
られたということですか。それじゃあ、前のように林道はここになくても、何かいろいろ工事とか  
補修とかやっていたんですが、ここに入れるメリットというのは、どういったものなんでしょう  
か。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □企画部長（森田雄一郎）

ここに入れることによりまして、先ほどちょっと説明いたしましたけれど、辺地債という起債が打てるということになります。ちなみに、議案第99号の林道につきましては、特定財源のところ国と県の補助金も入っております。その補助裏に、この辺地債を充当するという事です。

辺地債は、交付税算入率が8割ということになりますので、非常に有利な起債でございます、この稲越含めて、市内には6地域が辺地として認定されておりますので、そこにおける公共事業において辺地債を充当できることになれば、市としては非常に有利な事業運営が可能になるということで、今回追加をさせていただくものです。

## ○委員（高原邦子）

それで、今までもうこういったことはあったと思うんですけども、どうして今回されて、先ほどの水道関係のところもそうだと思うんですけど、上げといたほうがいいよという整備に関して、そういったものはほかにはもうないんですか。もう漏れはないと見てよろしいでしょうか。いかがですか。

## ●委員長（森要）

答弁を求めます。

## □企画部長（森田雄一郎）

基本的に、これも5か年計画でございます、令和5年度からの計画でございます。その時点におきまして、既に将来的に5年以内に計画のあるものについては盛り込んでございまして、その盛り込みに漏れたというか、新たに事業が出てきたとか、そういった事業について、今回追加をさせていただくものです。

## ●委員長（森要）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（森要）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

## ●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時52分 再開 午前10時54分 ）

◆再開

●委員長（森要）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第100号 飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（森要）

議案第100号、飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議案第100号について御説明いたします。

提案理由は、指定管理者制度による運用を可能とするための改正です。市独自の改正でありませぬ。

改正の趣旨及び内容ですけれども、指定管理者制度による運用を可能とすることにより、柔軟な人員配置による効率的な運営が期待できるとともに、基準該当通所支援を実施事業として取り入れることで、現状のサテライト事業所と同様に、人員配置基準が緩和され、効率的な人員体制で児童発達支援サービスを提供できることから、所要の改正を行うものです。

市民の影響等としましては、飛騨市古川やまびこ教室及び飛騨市神岡ことばの教室が該当し、今後は、指定管理者制度による運営が可能となります。

施行日は公布の日、ただし、第2条、名称及び位置ですけれども、第2条の改正規定は令和8年4月1日から施行するというので、ちょっと分かりにくいので、補足説明をいたします。

現在の障がい児通所支援施設といたしまして、今申し上げました古川町のやまびこ教室と神岡町のことばの教室があります。

そして、やまびこ教室というのは、主たる事業所、それからことばの教室というのは、従たる事業所、いわゆるサテライト事業所として位置づけられております。

御承知のように、ことばの教室の建物は、小学生以上が通う放課後等デイサービスを行うなかよしキッズと同一の建物の中にあります。ここは、社会福祉協議会が運営しておるわけでございます。

今回の改正によりまして、神岡町のことばの教室をそのサテライトから除外して、従前のように1つの事業所とすることで、指定管理者制度による運用が可能となるわけでございます。

仮に、社会福祉協議会が指定管理者となったとすれば、なかよしキッズとことばの教室を同時に管理運営することができるということになって、職員を柔軟に配置することができるようになります。

したがって、今回の改正は、指定管理者制度による運用を可能とするための提案させていただいたものでございます。以上です。

●委員長（森要）

それでは、説明終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

今の補足説明の中で、神岡のことばの教室は、なかよしキッズさんと同じ建物にもあるし、同じ運営ができればいいのかなと、指定管理制度によって同じができればいいかと思うんですが、古川のハートピアにあるやまびこについては、従前のまま、市が運営をするという形でもいいのではないかと思うんですが、こちらを指定管理にするメリットはどんなところにあるんですか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今ちょっと思っておりますのは、やまびこ教室については、そのまま直営でいけたらというふうに考えております。

○委員（住田清美）

じゃあ一応やまびこは今まで直営で、神岡のほうを指定管理に、今の形態の状況でいくと、そっちのほうの方がやりやすいんじゃないかということなんですが、ここって、割合専門的な知識を持った、今まで保育士さんが、専門の勉強をしてくださった方が、ずっと指導に当たってみえたんなんですが、これは指定管理になったとしても、そういう専門的な知識を持った方の適切な指導は行われるんでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

経験のある、これまでの経験のある保育士に担当していただきたいということで、人員確保については、また指定管理になれば、一緒に検討していきたいというふうに思っています。

●委員長（森要）

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

今、神岡のことばの教室のほうを指定管理をという話なんですが、具体的に思いがあれば、いつ頃から考えてみえるのか、その辺があれば、お聞かせください。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

次の12月議会で指定管理議案を提案させていただければというふうに考えております。

●委員長（森要）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

現行にあるやまびこ教室とことばの教室をそれぞれ独立させて、現行の古川の教室は現状のま

ま維持をし、神岡のほうの言葉の教室をなかよし教室の建物の中に入っているんで、そちらを一括して運営できるような体制を取るための条例改正ということで、理解しました。

そこで、指定管理者になる方々は、こうすることによってメリットが生まれるから、多分指定管理の応募をされるかと思うんですけども、市のほうのメリットとしては、今、お聞きしたので分かるんですけども、指定管理者のほうのメリットというのは、どういうことが考えられるのでしょうか。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

まず、運営面で申し上げますと、やはり保育園のことを知っている支援者が、そのまま放課後等デイサービスの同じ法人の中で、例えば見られるということになれば、それは非常に過去の経緯が分かるという部分で、一貫的な支援ができるということがございます。これは、今現にやっている社会福祉協議会が、そのまま一緒に受けてという想定になりますが、そういう形になります。

運営上は、当然、人員を確保してということになるんですが、そこはちょっとうちとしても一緒に先ほど申しましたように、何とか市の職員とか、経験のある者で何とかできる体制をというふうに考えまして、そういったことで、人員の方の負荷というのを減らしてあげれば、今の運営上のメリットが大変出てまいりますので、それで運営者としてもメリットがあるというふうに捉えております。

○委員（澤史朗）

何となく分かったような分からないようなところがあるんですけども、確かに同一の法人でやれば、場所も同じところにあるということであれば、そういった人的な配置というのは、今まで、それぞれ別々のことをそれぞれの人がやっていたのが、1人でそれを兼務できるような形の時間帯もあるだろうと思います。

そういった場合に、主にかかるのは人件費かと思うんですけども、そういったことはしっかりと担保されて、今言ったように、極端な話をしたら2人分が、例えば1人分にはならないにしても、1.5人分くらいになる時間帯もあろうかと思えます。

そういったときに、そういった今までかかっていた部分の経費、人件費とかはしっかりと、もともとのその人件費で計算されて、やっていただけるのでしょうかね。それとも、そこが簡素化されるから、ちょっと人が少なくなってもいいんじゃないみたいな形で押さえつけるようなことはないでしょうか。ちょっと、はっきりと分かりませんが、その辺の確認だけ、方針だけ、お願いしたいと思えます。

●委員長（森要）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

指定管理者制度でございますので、割とこういったサービス事業になると、独立採算的な観点となることが多いかと思えますが、ことばの教室につきましては、児童数も減っている中でも、民間参入が採算、不採算で見込めない地域というところがございますので、これは指定管理料で

しっかりと担保を取りながら、何とか神岡の療育体制として、しっかりと維持をしたいというふう  
に思っの指定管理者制度だっという提案をしていきたいと思っっておりますので、方向としまし  
ては、指定管理料で、事業者が赤字になって手を引くということがないように、補填をしながら  
やっていきたいというような考えであります。

●委員長（森要）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（森要）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議  
ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決  
定いたしました。

ここでお諮りします。ただいま議決しました7案件に対する委員会報告書の作成につきましては  
は、会議規則第109条の規定により、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませ  
んか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（森要）

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決  
しました。以上で、付託案件審査を終了します。お疲れさまでした。

◆休憩

●委員長（森要）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時06分 再開 午前11時07分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 森 要